

環境ストック活用推進事業（うち、調査・評価、普及・広報に関する事業）  
を実施する者の募集についての公示

平成29年6月16日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

環境・ストック活用推進事業のうち、調査・評価、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

※本公募は、サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）の採択事業の選定にあたり必要となる評価及びIoT技術等を活用した住宅・サービスに係る調査、普及・広報を実施する者の公募である。

1. 事業概要

(1) 事業名

「環境・ストック活用推進事業（うち、調査・評価、普及・広報に関する事業）」

(2) 事業目的

本事業は、「サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」の選定にあたり必要となる評価及び調査、普及・広報を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、「サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」の円滑な実施とIoT技術等を活用した住宅・サービスに係る先導的な技術の普及啓発を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

次の①～③に掲げる事業とする。

①「サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」に関する評価を行う事業

- 提案内容の評価、分析、学識有識者等で構成する評価委員会の運営
- 提案された事業に係る住宅の性能に関する評価 等

②IoT技術等を活用した住宅・サービスに関する調査を行う事業

- IoT技術等を活用した住宅・サービスの実態や最新の技術等に関する調査 等
- ※①に掲げる評価にあたり、必要な調査を行うこと

③普及・広報に関する事業

- IoT技術等を活用した住宅・サービスに係る先導的な技術の普及・広報 等
- ※①の事業の成果についてのシンポジウムの開催 等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成29年7月上旬 ～ 平成30年3月9日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全てを満たすこと。

(1) 技術能力に関する要件

- ①「サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）」に関する評価を行う事業

- IoT技術等を活用した住宅・サービス等に関する高度で専門的な知識を有する者がいること。
- 多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること。
- 上記に関する先導的な技術開発、技術評価、研究等の十分な知見を有すること。
- ②IoT技術等を活用した住宅・サービスに関する調査を行う事業
  - IoT技術等を活用した住宅・サービス等に関する高度で専門的な知識を有する者がいること。
  - IoT技術等を活用した住宅・サービスに係るデータ等を所有又は収集する能力を有すること。
- ③普及・広報に関する事業
  - シンポジウム等を企画・運営する能力を有すること。
- (2) 公平性及び中立性に関する要件
  - 業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。
  - 業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。
- (3) 秘密保持に関する要件
  - 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。
- (4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
  - 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111

担当：野口／内線：39-428／電子メール：[noguchi-y2yy@mlit.go.jp](mailto:noguchi-y2yy@mlit.go.jp)

久保／内線：39-426／電子メール：[kubo-y2bf@mlit.go.jp](mailto:kubo-y2bf@mlit.go.jp)

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間 平成29年6月16日から平成29年7月6日まで

② 場所 上記担当部局

③ 方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 申込書の提出期限、場所及び方法

① 期限 平成29年7月6日18時00分まで

② 場所 上記担当部局

③ 方法 上記担当部局へ、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

#### ④ その他

・持参、郵送の場合は、3部提出すること

・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。

・電子メールの場合は、着信を確認すること。

・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎Government7」

「Microsoft Word2013」

「Microsoft

Excel2013」 「Adobe Acrobat ReaderXI」以前に限る。

- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込書に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。